



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者?
「もの言う」自由を守る会
ニュース 9号
2018年2月9日



〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

個人情報抹消請求を追加提訴しました

1月29日、第5回口頭弁論 傍聴者 120名

この日も傍聴・報告会に多くの方々に集まって頂くことができました。大変心強く、励まされます。

入廷前に「警察庁及び岐阜県警の保有する原告4名の個人情報を抹消せよ」という人格権に基づく差止請求の提訴を行いました。事前に報道機関にも新たな提訴の意味をお知らせしていたこともあり、岐阜地裁前には早くからTVカメラも含め、多くの取材陣が集まっていました。

第5回口頭弁論では、原告側は「たとえ自ら外部に発信した情報であっても、それを公権力が明確な法的根拠もなく収集・保管・利用することはプライバシー侵害にあたる」という第3準備書面を出しました。次回以降、過去の判例なども引きながら、詳しく主張を展開していく予定です。



次回口頭弁論 2018年4月16日(月)13時30分～ 岐阜地裁301号法廷

おかげさまで署名は5000筆を超えました。引き続き集めています。

報告集会

岐阜県弁護士会館 3階で報告集会をもちました。事務局の細見さんが司会を務め、まず2月16日の東京での集会（※）の提起と、協力をお願いをしました。



山田秀樹弁護士団長からは追加提訴の意味と原告第3準備書面についての説明、清水勉弁護士と小林明人弁護士事務局長から補足説明がありました。

裁判についての報告と質疑の後、名古屋白龍町高層マンション反対住

民運動の中で、「暴行」事件をデッチ上げられて不当逮捕され、今、裁判を闘っている方のお連れ合いから訴えがありました（第一審判決は2月13日）。公判で明らかになったことを踏まえれば「真っ白な無罪」判決しかないはず。裁判所の公平さに期待したいと思います。



住民運動を敵視し、弾圧の対象にする警察のありようを許してはなりません。憲法がめざしているのは、市民が自由に「もの言う」ことができる社会です。そうした社会を次の世代にきちんと手渡していくために、さらにこの裁判を深化させ、広



げていきたいと改めて強く感じました。

※2・16院内集会 & 国会議員会館前集会

共謀罪はやっぱり廃止！ 警察による市民運動潰しの監視・介入・干渉を許さない

— 大垣警察市民監視違憲訴訟 —

2月16日(金) 《院内集会》14時～15時 衆議院第二議員会館第一会議室

《屋外集会》15時20分～16時 衆議院第二議員会館前歩道

主催:「もの言う」自由を守る会

協賛:共謀罪NO! 実行委員会

弁護団からー山本妙弁護士



2018年1月29日、国賠訴訟の第5回口頭弁論を前にして、原告4名の個人情報の抹消を請求する新たな提訴を行いました。被告は、岐阜県と国です。

国賠訴訟の提起前から、私たちは、「岐阜県警大垣署による今回の事件での権利侵害の本質は何か」について議論を重ねてまいりました。その中で、原告らは長年にわたって警察による情報収集の対象とされてきたと考えざるをえないこと、議事録に表れた原告らの情報は「氷山の一角」にすぎず、議事録に表れていない情報がたくさんあるであろうこと等が明らかになってきました。そして、警察は、原告らについて、議事録に表れた情報以外にも多くの情報を持っているのだから、その情報を抹消させるべきだという結論で一致しました。

なお、警備公安警察の組織からすると、収集した情報は、岐阜県警のみならず警察庁にも保管されているはずです。そのため、新たに「国」を被告に加えました。

国賠請求（岐阜県警が原告らの個人情報を違法に収集・保有・利用し、原告らの人権が侵害されたのだから、慰謝料を請求する）は、岐阜県警の過去の責任を明確にするひとつの方法です。これに対し、抹消請求（岐阜県警や国が保有している原告らの個人情報を抹消させる）は、県や国が個人情報を違法に保有する状況を解消する直接的な方法だと言えます。

今後、国賠請求事件と抹消請求事件は併合され、同じ期日で審理が進められると思われれます。国賠請求と併せ、ご支援をよろしく願います。

各地弁護士会で取りあげられます。

- ◆ 2月16日(金)18:15～ 弁護士会館17階1702会議室（登壇者:原告・船田伸子）
日弁連主催「警察の監視に対する統制の在り方に関する学習会」
- ◆ 3月24日(土)13:30～ 県南生涯学習センター（登壇者:山田秀樹弁護士、原告・近藤ゆり子）
茨城県弁護士会主催「今，“ものを言う自由”を考える～大垣警察市民監視事件を題材に」
- ◆ 3月29日(木)18:00～ 弁護士会館5階508会議室（登壇者:山本妙弁護士）
東京弁護士会主催「共謀罪と監視社会を考えるシンポジウム」

「違憲訴訟」新たな段階へ — 「もの言う」自由を守る会事務局

今回提訴の「差止訴訟(個人情報抹消請求)」で、被告に「国」を加えました。この事件は「自治体警察(いわゆる刑事警察)」が犯罪捜査で行ったものではなく、国家警察(公安警察)が法的根拠もなく、目をつけた特定の人たちを監視し、情報を収集、集積したうえ、警察の人物評価を加えて、ゆがめて企業に提供したものです。公安警察の組織上、こうした情報は警察庁に集積しています。2015年6月、警察庁警備局長(公安警察のトップ)は国会での答弁で「必要な情報の収集とか関係者との協議、意見交換を行う」「通常行っている警察の業務の一環だ」と述べています。全国で同じようなことが日常的になされている、そんなことを許してはならないと考えたからです。

知らないうちに、どこで、どんな情報が、どんな方法で、どう利用されているかわからない、それが何の法的な根拠もなく、無法状態でなされていけば、私たち市民は安心して「ものを言う」ことはできません。共謀罪が成立した今、「『もの言う』自由を守る」ことが、戦争する国づくりや個人の基本的な人権を制限するような社会にさせないことにつながると思います。



大垣警察市民監視事件は、全国の皆さんにとってもけっして他人事ではありません。そして、この裁判は、全国の皆さんとともに全力で取り組まなければ、勝利はありません。この裁判を闘うことが憲法を生かし、守るための運動となると確信しています。

どうぞ注目して下さい、広げて下さい、お力をお寄せ下さい。

**「もの言う」自由を守る会
会員募集中!**

年会費: 個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》

ゆうちょ銀行振替

記号番号 00800-0-216504

加入者名 「もの言う」自由を守る会

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会

☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>